

令和6年度

# 事業計画

社会福祉法人 温和会

# 目 次

## I 基本理念及び事業計画

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
2. 特別養護老人ホーム朝光苑  
重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
3. 特別養護老人ホーム朝光苑  
援助目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁 ～ 5 頁
4. 朝光苑デイサービスセンターはなおもい・・・ 6 頁 ～ 8 頁  
重点目標及び具体的な援助内容
5. 就労サポートセンターそら・・・・・・・・ 9 頁 ～ 11 頁  
基本理念、重点目標及び具体的な援助内容
6. 組織図及び職員構成・・・・・・・・ 12 頁
7. 令和 6 年度 年間行事計画・・・・・・・・ 13 頁 ～ 14 項
8. 余暇活動及び行事担当者・・・・・・・・ 15 頁 ～ 16 項
9. 事務・業務分担一覧・・・・・・・・ 17 頁 ～ 26 頁

## 1. 基本理念

『 高齢者を敬い 家族のように思いやり

その人らしさの追求 と 寄り添うケアに努めます 』

- ① 自主性を尊重します。
- ② 可能性を引き出し、自立できるよう努めます。
- ③ プライバシーの保護に努めます。
- ④ 安全で安心して生活できるよう努めます。
- ⑤ 快適に過ごせるよう努めます。
- ⑥ 地域とのつながりを大切にします。

## 2. 特別養護老人ホーム朝光苑 重点目標

- (1) ユニットケアの推進
- (2) 食事サービスの充実
- (3) 早期の医療対応での安定した状態の維持
- (4) 感染症対策
- (5) 生活の中での機能訓練
- (6) 施設機能による地域貢献
- (7) 世代間交流事業の推進
- (8) 朝光苑家族会「朝光会」の推進
- (9) 苦情解決事業の推進
- (10) サービスの自己評価の徹底
- (11) 朝光苑防災管理体制の強化および地域防災協力隊との連携強化
- (12) ボランティア推進事業
- (13) 職員研修の充実
- (14) ワーク・ライフ・バランスの充実
- (15) 職員のメンタルヘルス対策

### 3. 援助目標

#### (1) ユニットケアの推進

ユニットケアの理念である利用者本位のサービスを実現していくために、生活介護マニュアルに基づき、ご利用者一人ひとりの要望や可能性を取り入れて作成した24時間シートを活用し、安全に安心して過ごすことができるように生活援助に努める。

また、感染予防に努めながら、行事や個別レク、ユニット単位のアクティビティを充実させ、季節を感じ、楽しみを持って生活していただけるように援助に努める。

#### (2) 食事サービスの充実

ご利用者一人ひとりの栄養状態をアセスメントし、咀嚼・嚥下能力を評価したうえで、刻み食、ミキサー食、ムース食など、安全で食べやすい食事の提供に努める。また、ご利用者及びご家族、職員の意見や要望を献立作成に反映させ、栄養状態の維持改善に努めると共に、日々の変化を感じて頂くため、行事食を取り入れ、楽しく食事をしてもらえる様に努める。

#### (3) 早期の医療対応での安定した状態の維持

看護職員は医療専門職として、ご利用者の日常生活において異常を早期に発見し、嘱託医や協力病院との連携を図り、疾病の悪化防止に努める。

認知症の進行や重症化などにより、経管栄養や吸引、皮膚トラブルによる処置などの医療的ケアを必要とするご利用者が増えてきているため、毎月「医療的ケア安全対策委員会」を開催しリスク管理に努めるとともに、定期的な勉強会や現場研修を行い、安全で適切な実施に努める。

また、施設で最期を迎えることを希望される方には、残された時間を穏やかに過ごしていただけるように、ご利用者やご家族の意向に沿った看取りケアを提供していく。

緊急な対応を迫られる場面も想定されるため、日頃から多職種が情報共有し観察点を明確にしながら連携を図り、的確・迅速に対応できるように努める。

#### (4) 感染症対策

日頃から健康管理に努め、あらゆる感染症の基本的対策である標準予防策を周知徹底していく。感染症が発生した場合には、「感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針」をもとに早期対応に努める。新型コロナウイルスやインフルエンザなど、高齢者にとって影響が大きい感染症には、発症動向に注意を払い、衛生材料の確保、職員の健康自己点検の徹底、定期的な研修や訓練を実施し、職員一体となり感染予防に取り組んでいく。

令和6年度より義務化されて策定した「感染症に係る業務継続計画（BCP）」に基づき、コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症が蔓延した際には、業務が継続できるように努める。また、平時から予防対策、訓練、計画の見直しを行っていく。

#### (5) 生活の中での機能訓練

生活のすべての場面で手を差し出すのではなく、ご利用者の残存能力に着目し、日々のちょっとしたことでも自分で出来たという小さな成功体験の積み重ねを大切にし、日常生活動作を自立に導けるよう援助に努める。引き続き、協力病院のリハビリ専門職から日常生活動作や摂食・嚥下能力の評価・指導を受けることでご利用者の残存能力を引き出し、安全で安楽に過ごせるように援助に努める。

#### (6) 施設機能による地域貢献

地域社会からニーズの把握に努めるとともに、相互理解と交流を図るため、感染状況を踏まえながら地域交流懇談会を開催する。また、横内地区まちづくり協議会への参加や地域で開催される行事・会議などにも可能な限り参加し、ご利用者が同じ地域の一員であるという認識を深める。

さらに、災害時に高齢要援護者を受け入れる福祉避難所として青森市と協定を締結しているため、青森市が策定及び実施している「福祉避難所開設・運営マニュアル」や避難所開設運営訓練を参考に、青森市及び横内町会自主防災捜索隊と連携し受入体制を整備していく。

#### (7) 世代間交流事業の推進

ご利用者が幼児や児童、学生と触れ合うことで、若い世代から活力を得て若々しい気持ちになったり、子や孫を想うやさしい気持ちを育んだりできるように世代間交流の機会を設けていく。恒例となっていた松原保育園の慰問、つばさ保育園のクリスマス会慰問においては、感染状況をみながら交流を図りたい。

#### (8) 朝光苑家族会「朝光会」の推進

朝光苑ご利用者の家族会である「朝光会」を通して、ご利用者、ご家族、施設の相互活動を充実させるとともに、当苑への苦情・要望を話し合い、ご利用者家族との相互理解に努め信頼関係を構築していく。また、感染予防の為、行事等に参加していただくことは難しいが、ご利用者とご家族がきずなを深めていただけるように努め、ご家族には書面での勉強会などを行い、当苑が取り組んでいるケアについて理解を得られるように努める。

#### (9) 苦情解決事業の推進

ご利用者やそのご家族に苦情解決事業について理解していただき、苦情受付担当者が中心となり全職員で苦情や要望を話しやすい環境作りに努める。そのために、介護職員は担当利用者より月1回以上、苦情や要望などがないかを確認していき、ご利用者、ご家族から申し出があった際には真摯に受け止め改善を図る。

また、第三者委員で構成する苦情解決協議会を定期的を開催し、苦情・要望に対する対応が適切であったのかなどを審議していただき、ご利用者の生活の質の向上を目指す。

#### (10) サービスの自己評価の徹底

朝光苑の基本理念のもとに、ご利用者の尊厳を守り、意志を尊重しながら、自立に向けた個別性に配慮したサービスを提供しているか、快適さを追求し生活の質の向上に努めているかを年1回自己評価し公開するとともに、改善に向けて取り組み、ご利用者の生活の質の向上に努める。

#### (11) 朝光苑防災管理体制の強化および地域防災協力隊との連携強化

地震・風水害などの被害及び影響を最小限に抑えるため、「災害管理体制基本マニュアル」に沿って防災訓練を実施し、ご利用者が安全で安心な生活を送れるように防災管理体制の構築および強化を図るとともに、非常災害用備品の備蓄・保管に努める。

また、「朝光苑地域防災協力隊」に対しては、当苑の危機管理体制について理解と協力を得るため、感染症対策に配慮した「朝光苑地域防災協力隊 避難訓練」を年1回実施し、ご利用者の安全確保のために、避難誘導の習熟や隊員と施設職員の交流を深め連携強化を行う。

令和6年度より義務化されて策定した「災害に係る業務継続計画(BCP)」に基づき、自然災害が発生した際に、災害状況に合わせて業務継続できるように努める。また、平時からも予防や訓練、計画の見直しを行っていく。

## (1 2) ボランティア推進事業

いつでも誰でも得意な分野でボランティアとして活動していただくため、受け入れ環境を整備し、あおもり園芸療法研究会や町内会などのボランティア団体などに情報提供し、感染予防に努めながら、さまざまな生活場面や余暇活動、行事・慰問などに参加を集い、ボランティア活動の充実に努める。

## (1 3) 職員研修の充実

職員の資質向上を図るため、感染状況をみながら、今年度も認知症介護研修、各専門職団体主催の苑外研修会などへの参加を検討していく。

苑内研修では、新任職員も増えた為、ユニットケアの理念や基本的な認知症介護の知識・技術等の再確認を行うとともに、朝光苑の基本理念の「寄り添うケア」について深く考える。看取り介護の充実のために、定期的に振り返りの機会を持ち、事例検討を重ねながらご利用者が安心して穏やかに過ごすことができるように努める。

引き続き、個人情報保護、虐待防止、感染症対策、リスクマネジメント、褥瘡予防等の勉強会を実施し、職員一人ひとりの知識・技術を向上させていく。

## (1 4) ワーク・ライフ・バランスの充実

職員定着を図るため、これまでも働きやすい職場環境作りに取り組み、青森労働局から子育てサポート企業としてくるみん認定を、さらに平成27年度には特例認定であるプラチナくるみん認定を受けることができていた。今年度も、職員の生活の充実がより良い介護サービス提供に繋がると考え、ワーク・ライフ・バランスセミナーを年3回開催し、毎月第三金曜日をノー残業デイに設定するほか、年次有給休暇計画的付与制度に係る取り組みや取得促進に向けて積極的な声掛けを行い、「仕事と生活の調和」の一層の理解と定着が図れるように努める。

## (1 5) 職員のメンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策については、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、セルフケアなどの4つのケアが継続的かつ計画的に行われるように、産業医を中心とした衛生管理委員会にて「心の健康づくり計画」を策定し、職員とその家庭の幸福な生活、活気ある職場環境作りを推進する。

ストレスチェック制度の実施にあたっては、全職員に規定を配布し、制度の周知徹底や受検の推奨を行う。また、職員がストレスや心の健康について理解し、自身のストレスに適切に対処できるようにメンタルヘルス研修を開催し、ストレス要因そのものを低減し、メンタルヘルス不調を未然に防止することに努める。

## 4. 朝光苑デイサービスセンターはなおもい

### 重点目標及び具体的な援助内容

#### (1) 稼働率の向上と安定化

デイサービス事業の稼働率安定のために、引き続き、各居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、病院などへ積極的にPR活動を行う。

感染対策をおこないながら見学を受け入れ、「はなおもい」の特徴を打ち出していくことでご利用者の確保に努める。また、「はなおもい」独自のサービス提供を工夫し、職員ミーティングを重ねケアサービスの質の改善や向上に努める。

#### (2) ご利用者一人ひとりの要望や個別性を尊重したケアの推進

ご利用者およびご家族の意向を聴きながら心身の状況把握に努め、居宅サービス計画に基づいた適切な通所介護計画を作成し、ご利用者が落ち着いて過ごせるようにサービスを提供していく。そのために、家庭的な雰囲気の中でソファコーナーや和室、テラスを望むスペースなどが馴染みの場所となり、くつろいで過ごせるように環境を整えていく。

また、ご利用者個々の生活リズムを大切にし、集団での行動を強いることなく、個性を尊重したケアに努める。

#### (3) 生活相談の充実

ご利用者およびご家族の生活面や介護方法などについての相談に応じ、内容によっては担当の介護支援専門員と連絡調整を行い、ご利用者の在宅生活を支えるとともに、ご家族の介護負担の軽減を図る。介護疲れの程度や状況によっては、特別養護老人ホーム朝光苑の短期入所利用も視野に入れ、朝光苑生活相談員とも連携し、在宅生活を支援していく。

#### (4) 生活場面を中心とした機能訓練

ご利用者個々の有する能力や可能性を尊重し、起居動作や歩行、入浴、排泄などの場面において、危険を防止しながら自立を支援していく。さらに、心身機能の維持向上のために歩行訓練の実施、テレビ体操や嚙下体操、また、カラオケに合わせての軽体操も行い楽しみながら身体を動かして頂く。



#### (5) 日々のレクリエーション活動の充実

ご利用者の要望や好みを取り入れ、創作やレクリエーションを中心とした各種活動を準備していく。また、感染対策をおこないながら、四季おりおりに季節が感じられるように年間の活動計画を立て、行事や外出、戸外活動を実施していく。

特に、認知症予防や認知症の進行防止に力を入れ、各専門職の指導による音楽療法や園芸療法、脳トレなどの活動を充実させていく。脳トレでは、用紙への記入だけではなく、読む、歌うなどの活動を連続し連想ゲームなども取り入れ、日々のちょっとした場面に声掛けしながら活性化を図っていく。

#### (6) 安全で快適な入浴サービスの提供

ご利用者個々の身体能力や要望に応じ一般浴か特殊浴槽を選択し、環境整備に努めながら、危険なく快適に入浴ができるように洗髪や洗身などのサービスを提供する。必要に応じて、在宅での入浴が支障なく行なえるように、動作に関する指導助言を行う。

#### (7) 送迎サービス

ご利用者個々の心身状態や地理的状况などを考慮した送迎車両・送迎ルートを設定し、無理のない乗下車時の介助や状態観察などの送迎サービスを行う。また、安全第一を念頭に置き、シートベルトの着用や車椅子の固定を確認し、走行および車両の定期的な点検・整備を行い、利用者の安全確保に細心の注意を払う。

#### (8) 食事サービスの充実

ご利用者個々の心身状態や嗜好の把握に努め、嚥下や咀嚼能力も考慮し、食事内容や食形態、補助具の検討を行い、安全で食べやすい食事を提供する。さらに、楽しんで食事をしていただくために行事食を充実させ、おやつ作りなども実施する。

#### (9) 健康指導などによる安定した状態の維持

ご利用者の健康状態把握のため、バイタル測定や一般状態の観察を行い、必要に応じては、看護・介護、栄養士による生活指導を行う。また、平常時と異なる兆候が感じられた時にはご家族に連絡し、主治医への搬送などの対応に努める。口腔機能の維持向上のためには、口腔衛生の指導や適切な口腔ケアの実施、食前の嚥下体操などを実施する。

令和6年度より義務化されて策定した「感染症に係る業務継続計画（BCP）」に基づき、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症が蔓延した際には、業務が継続できるように努める。また、平時から予防対策、訓練、計画の見直しを行っていく。

#### (10) 苦情解決事業の推進

ご利用者やそのご家族に苦情解決事業の内容を理解していただき、苦情受付担当者である生活相談員が中心となり全職員で苦情や要望の話しやすい環境作りに努め、申し出があった際には、真摯に受け止め改善を図る。

また、第三者委員で構成する苦情解決協議会にて、苦情・要望に対する対応が適切であったのかなどを審議していただき、ご利用者の生活の質の向上を目指す。

#### (11) 防災管理体制の整備

火災や地震、風水害などの非常災害時には、ご利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。非常災害に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、防火管理者または火気・消防などについての責任者を定め、定期的な避難訓練、その他必要な訓練などを実施する。

令和6年度より義務化されて策定した「災害に係る業務継続計画（BCP）」に基づき、自然災害が発生した際に、災害状況に合わせて業務継続できるように努める。また、平時からも予防や訓練、計画の見直しを行っていく。

#### (12) 職員研修の充実

職員の資質向上を図るため、職員研修や認知症介護研修、各専門職団体主催の苑外研修会などに積極的に参加させる。また、特別養護老人ホーム朝光苑内で実施している認知症介護、個人情報保護、虐待防止、感染症対策、リスクマネジメント、褥瘡予防などの勉強会にも可能な限り参加し、職員一人ひとりの知識・技術を向上させていく。

## 5. 就労サポートセンター そら

### 基本理念

“ 障害をお持ちの方の「働きたい」気持ちを大切にします。  
利用者様が充実感や喜びを感じながら、仕事に取り組めるよう  
支援に努めます。 ”

### 重点目標及び具体的な援助内容

#### (1) ご利用者の確保および通所率の安定化

ご利用者確保のために、引き続き各相談支援事業所や医療機関などへPR活動を行う。また、見学や体験利用を積極的に受け入れ、一人ひとりの「働きたい」という気持ちに合わせて柔軟に対応している事業所であることを理解していただくことで、正式利用に繋げる。ご利用者の体調や体力に合わせた支援に努め、意見や要望を就労環境改善に活かせるよう定期的な面談を行い、通所率の安定を図っていく。

#### (2) ご利用者一人ひとりの状況に沿った支援

ご利用者の意向を尊重し、心身状況や就労に対するニーズ把握に努め、サービスなど利用計画に基づいた適切な個別援助計画を作成し、ご利用者一人ひとりの働きたいという思いを実現していく。必要に応じて相談支援事業所や医療機関、保護観察所、ハローワーク、障害者就労の相談窓口などとの連携を密に図る。また、環境変化による不安や混乱などの不調に留意し、職員も人的環境であることを自覚し支援を行う。

#### (3) 就労及び生産活動の機会の提供

ご利用者の心身状況を考慮しながら、より有益にご利用者へ還元できる委託業務の選別を行い、ご利用者がやりがいや達成感を得られるよう支援に努める。また、A型のご利用者とは、雇用契約を結び最低賃金以上の時給を支給し、B型のご利用者には、個々の作業時間や作業能力に応じた工賃の支給を行い、工賃向上を目指せる仕組みを整備できるよう努める。

#### (4) 就労に必要な知識及び能力の向上

働くうえで必要となる挨拶や言葉遣い、身だしなみなどの基本的態度や接遇を身に付け、必要な知識や技術を獲得し作業が行えるように助言や指導を行う。助言や指導を行う場合には、モチベーションが高まるように一人ひとりに合わせた声掛けを行う。また、作業を振り返りながら能力向上を図り、働きたい気持ちが継続出来るように努め、一般就労を目指す方には、障害者職業センターやハローワークと連携しながら協力事業所の見学や実習支援を行っていく。

#### (5) 食事サービスの充実

ご利用者が体調を維持し健やかに作業に臨むことができるように、四季おりおりのメニューを取り入れ、季節に合った食材を使用し、飽きのこない栄養バランスのとれた昼食の提供を行う。また、毎日の昼食摂取量の記録、6ヶ月に1回以上BMIを算出し、ご利用者の体調管理に留意していく。

#### (6) 送迎サービスの提供

ご利用者個々の心身状態や地理的状况を考慮したルートを設定し、送迎サービスを行う。送迎にあたっては、安全第一を念頭にシートベルト着用の確認、走行および車両の定期点検や整備を行うなどの細心の注意を払い、安全確保に努める。

#### (7) ご利用者同士が交流できるイベントの企画・運営

ご利用者が楽しみを持ち、気分転換が図られるように、年2回程度の行事を企画し開催する。感染予防に努めながら外出行事も含めて検討し、行事を通してご利用者同士の交流が図られ、互いに協力し合い、思いやりの心が育めるよう支援を行う。

#### (8) 感染症対策

あらゆる感染症の発生状況に留意し、日頃から健康管理を行い、マスク着用や手洗い、手指消毒などを行う。また、換気や手指がよく触れる箇所を消毒し、食事の際はパテーションを活用することで、感染予防に努める。重度化を防ぐために新型コロナウイルスやインフルエンザの予防接種をうけやすい環境を整え、接種日程や医療機関の調整についても支援を行う。

令和6年度より義務化されて策定した「感染症に係る業務継続計画（BCP）」に基づき、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症が蔓延した際には、業務が継続できるように努める。また、平時から予防対策、訓練、計画の見直しを行っていく。

### (9) 苦情解決事業の推進

ご利用者やご家族に苦情解決事業の内容について理解していただき、苦情受付担当者が中心となり、全職員が苦情や要望を話しやすい環境作りに努め、申し出があった際には、真摯に受け止め改善を図る。また、第三者委員で構成する社会福祉法人温和会の苦情解決協議会にはかり、サービスの向上を目指す。

### (10) 防災管理体制の整備

火災や地震、風水害などの非常災害時においては、ご利用者の安全を優先し、迅速に適切な対応に努める。非常災害に備え防災および避難に関する計画を作成し、防火管理者または火気・消防などに関する責任者を定め、定期的な避難訓練、その他必要な訓練を実施する。

令和6年度より義務化されて策定した「災害に係る業務継続計画(BCP)」に基づき、自然災害が発生した際に、災害状況に合わせて業務継続できるように努める。また、平時からも予防や訓練、計画の見直しを行っていく。

### (11) 職員研修の充実

職員の資質向上を図るため所外で開催される研修に参加する。参加型の研修に加え、リモート研修や動画配信での研修を活用し参加の機会を増やし、研修終了後には所内での伝達講習を行い知識を共有する。所内においても、ご利用者の疾患・障害、障害福祉制度などについての勉強会を行い、基本的な知識の習得に努める。その他、障害者虐待、感染症対策、対人援助技術、更生保護等の勉強会を実施し職員一人ひとりの知識、技術の向上を目指していく。また、芙蓉会グループの障害福祉事業所と合同で勉強会を開催し、意見交換や事例検討などにより理解を深めていく。